

IV 障害者総合支援法・介護保険法・県独自（委託）事業

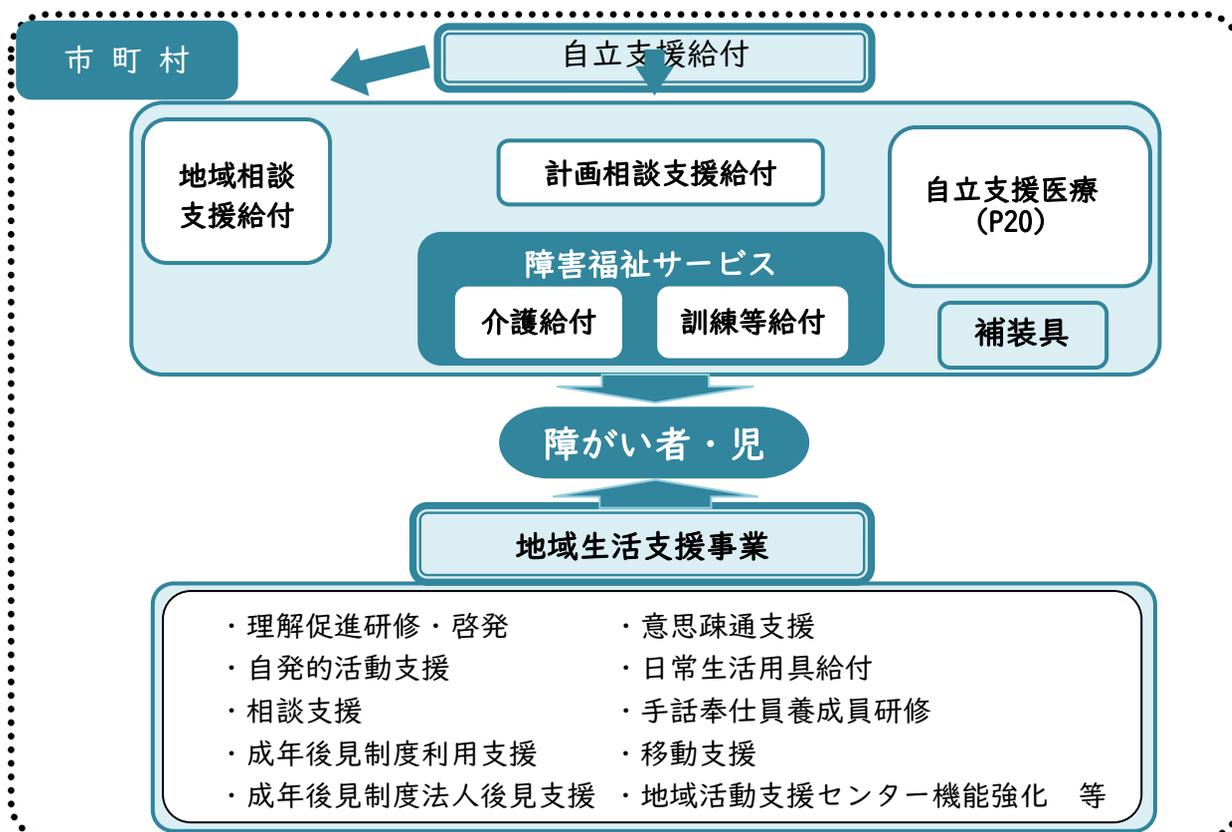
地域の生活で使えるサービスは？

地域での生活や住まいに不安を感じ、何らかの支援を希望する場合、様々な障害福祉サービスや各種の事業等を組み合わせて利用することができます。市町村窓口や病院のソーシャルワーカー、障がい者総合支援センターのコーディネーター、地域の相談支援専門員など、身近に相談できる方と一緒に考えていくことをおすすめします。

- (1) 障害者総合支援法 自立支援給付や地域生活支援事業による支援があります。
- (2) 介護保険法 介護などのサービスを受けることができる制度です。
- (3) 県単独（委託）事業 長野県が独自に行う事業です。

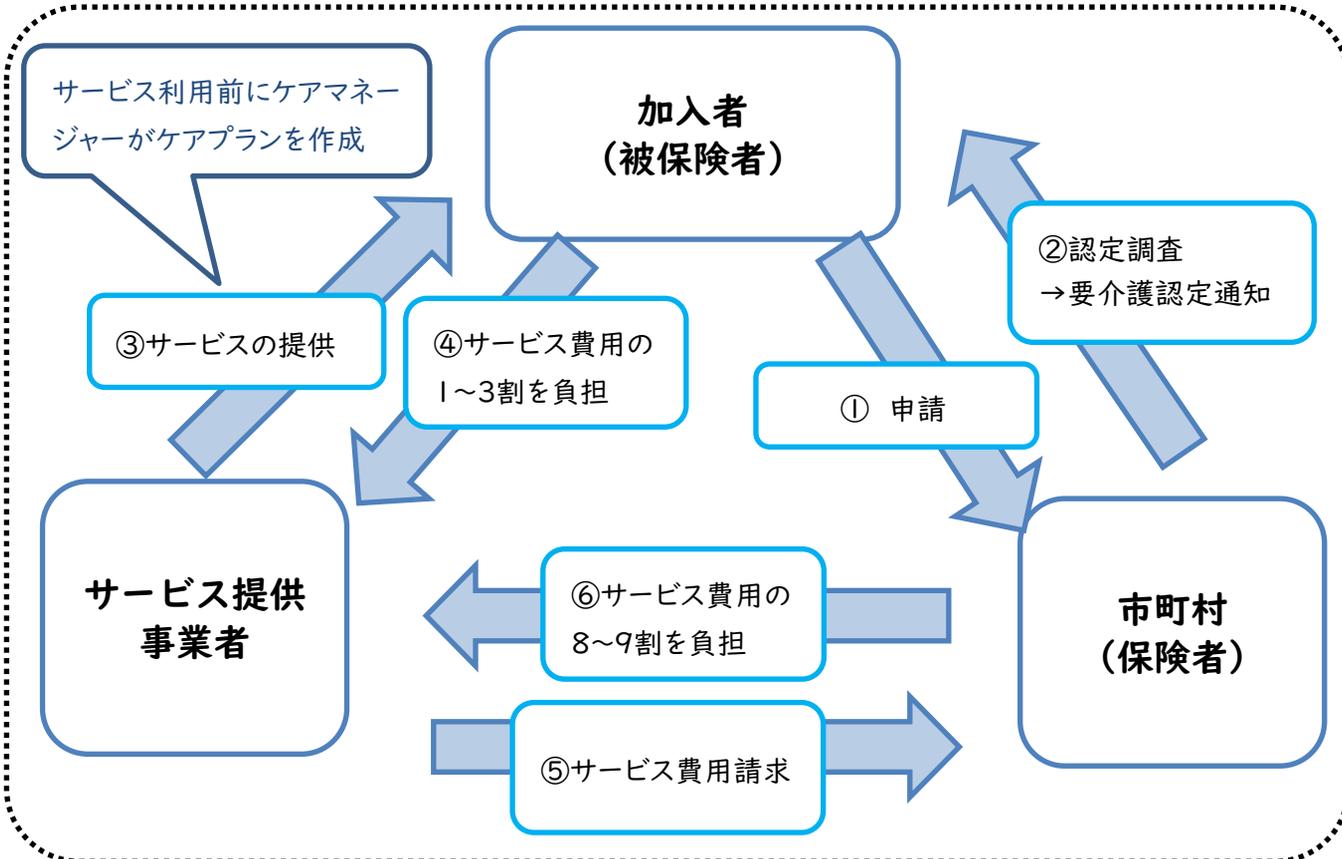
(1) 障害者総合支援法	
概要	ホームヘルプサービスや日中活動の場への通所、施設やグループホームの入居等、必要なサービスを受けることができる。
対象者	身体障がい、知的障がい、精神障がいを有する児・者。（発達障がいを含む） 政令で定める難病等により障がいがある者
窓口	お住まいの市町村（P47～）

制度のあらまし



(2) 介護保険法		
概要	介護が必要になっても住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、市町村等の認定を受けて、介護などのサービスを受けることができる制度。	
被保険者	第1号被保険者	第2号被保険者
加入する方	65歳以上の方	40～65歳未満の医療保険に加入している方
保険給付を受ける方	原因を問わず、介護や日常生活の支援が必要になった方	老化に起因する疾病（特定疾病）により、要介護（要支援）状態にある方
利用負担	原則として費用の1割（一定以上所得者の場合は2割又は3割）負担額の軽減措置あり	
窓口	お住まいの市町村（P47～）	

介護保険サービス利用の流れ



サービスの種類	サービスの概要
居宅サービス	要介護・要支援者が現在の居宅で受けられる介護サービス。
地域密着型サービス	身近な地域で生活し続けられるように、事業所のある市町村の要介護者・要支援者に提供されるサービス。
施設サービス	「特別養護老人ホーム」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」「介護医療院」に入所した要介護状態にある高齢者に対して提供されるサービス。

(3) 県単独（委託）事業

① 障がい者支え合い活動支援事業（当事者支援員による個別支援）	
概要	対象者に対して、同じ障がいや病気の経験をした人（当事者支援員）が訪問し、支援を行う。
対象者	精神科病院や入所施設に入院・入所する方や、退院・退所後間もない精神障がい者
窓口	長野県ピアサポートネットワーク 026-219-2780 （〒380-0838 長野市県町460-2 長教ビル2階 NPO法人ポプラの会内）

② 障がい児（者）タイムケア事業	
概要	在宅の障がい児（者）の介護者が、一時的に家庭において介護ができないとき等に、登録介護者が 時間単位で介護サービスを提供する。利用時間は1人につき年300時間以内とし、食費その他実費については自己負担とする。
登録介護者	近隣、知人、社会福祉協議会、施設を運営する法人、民間団体
窓口	市町村 （各市町村によって担当課が異なりますので、直接お問合せください。）

③ 県営住宅への単身入居	
概要	県営住宅利用の際は基本的には同居人がいることが条件とされているものの、地域生活移行推進の点から、一定の条件を満たした者は県営住宅への単身での入居を可能とするもの。
対象者	県営住宅の入居資格（所得、住宅困窮等）を満たした上で、下記に該当する者。 ・60歳以上の者 ・障がい者 ・生活保護法に基づく被保護者 ・配偶者からの暴力被害者、犯罪等被害者 等
窓口	各地域の建設事務所（整備・）建築課又は長野県住宅供給公社 https://www.pref.nagano.lg.jp/jutaku/kurashi/sumai/kene/joho/toiawase.html